

1 パート・アルバイト労働相談

【パート・アルバイト労働者をめぐる状況】

就業構造の変化・雇用形態の多様化が一段と進み、非正規労働者の割合が増加している中、パートタイム労働者の占める割合は依然として高い。小売業などでは、パートタイム労働者が現場で欠くことのできない基幹的な労働力として活用されている。大手企業を中心として雇用管理の改善は一般的には進んでいるが、その一方で、「パート」と呼ばれていても、勤務時間の長さや裁量の範囲、職責等、現実には正社員と何ら変わるところがないというケースもある。

パートタイム労働者については、適正な労働条件の確保、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等を目的として、パートタイム労働法が定められていたが、働き方改革関連法により労働契約法に定められていた有期雇用労働者に関する規定と一本化され、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」となった。

令和3年4月には、公正な待遇の確保（いわゆる同一労働同一賃金）に関する規定が中小企業を含め全面施行され、今後、パートタイム労働者の待遇改善がどのように進むのか注目される場所である。

〈令和7年度のパート・アルバイト労働相談の傾向〉

- (1) パート・アルバイトに関する労働相談は6,496件で、令和6年度より861件（15.3%）増加した（第1表）。
- (2) 男女別では、男性1,936件（29.8%）、女性4,560件（70.2%）と女性からの相談が多い（第2表）。
- (3) 産業別では、「医療・福祉」が1,201件（18.5%）と最も多く、次いで、「サービス業（他に分類されないもの）」1,167件（18.0%）、「宿泊業、飲食サービス業」855件（13.2%）となっている（第4表）。
- (4) 相談内容では、「職場の嫌がらせ」（1,471項目）が最も多く、以下、「労働契約」（1,050項目）、「労働条件変更」（1,012項目）となっている（第5表）。

第1表 年度別・パート・アルバイト労働相談件数

上段：全体の労働相談件数

下段：パート・アルバイト労働相談件数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
労働相談 総計	52,318件 <i>△1.1%</i>	45,504件 <i>△13.0%</i>	46,269件 <i>1.7%</i>	42,642件 <i>△7.8%</i>	44,440件 <i>4.2%</i>	50,003件 <i>12.5%</i>
パート・ アルバイト 相談件数	8,304件 <i>8.2%</i> 15.9%	6,029件 <i>△27.4%</i> 13.2%	5,731件 <i>△4.9%</i> 12.4%	5,894件 <i>2.8%</i> 13.8%	5,635件 <i>△4.4%</i> 12.7%	6,496件 <i>15.3%</i> 13.0%

斜体文字は対前年度比（%） 欄下段は構成比（%）

第2表 男女別／労使別・パート・アルバイト労働相談件数 上段：全体の労働相談件数

下段：パート・アルバイト労働相談件数

	計	男性	女性	労働者	使用者	その他
労働相談 総計	50,003件	20,197件 40.4%	29,799件 59.6%	42,696件 85.4%	5,618件 11.2%	1,689件 3.4%
パート・ アルバイト 相談件数	6,496件	1,936件 29.8%	4,560件 70.2%	5,629件 86.7%	742件 11.4%	125件 1.9%

各欄下段は構成比（%） 男女別の合計は一致しない

第3表 規模別・パート・アルバイト労働相談件数

上段：全体の労働相談件数

下段：パート・アルバイト労働相談件数

	計	30人未満	30～99人	100～299人	300人以上	その他 ・不明
労働相談 総計	50,003件	6,498件 13.0%	3,756件 7.5%	2,885件 5.8%	7,569件 15.1%	29,295件 58.6%
パート・ アルバイト 相談件数	6,496件	1,127件 17.3%	258件 4.0%	210件 3.2%	703件 10.8%	4,198件 64.6%

各欄下段は構成比（%）

第4表 産業別・パート・アルバイト労働相談件数

上段：全体の労働相談件数

下段：パート・アルバイト労働相談件数

合計	建設業	製造業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業
50,003件	1,502件 3.0%	2,505件 5.0%	3,796件 7.6%	1,111件 2.2%	2,932件 5.9%	851件 1.7%	896件 1.8%
パート・ アルバイト 相談件数	93件 1.4%	189件 2.9%	37件 0.6%	132件 2.0%	570件 8.8%	15件 0.2%	134件 2.1%
	宿泊業、飲 食サービス業	教育、学 習支援	医療、 福祉	サービス業（他に分 類されないもの）		その他	不明
	6,496件	2,243件 4.5%	1,872件 3.7%	5,635件 11.3%	7,866件 15.7%	1,401件 2.8%	17,393件 34.8%
	855件 13.2%	475件 7.3%	1,201件 18.5%	1,167件 18.0%	91件 1.4%	1,537件 23.7%	

各欄下段は構成比（%）

第5表 パート・アルバイト労働相談の内容項目

労使別	計	労働者	使用者	その他
合計	10,995	9,406	1,388	201
労働組合及び労使関係	84 [0.8%]	77	4	3
労働条件	6,790 [61.8%]	5,841	832	117
就業規則	82 [0.7%]	80	2	0
労働契約	1,050 [9.5%]	951	83	16
労働条件変更	1,012 [9.2%]	867	124	21
配転・出向	92 [0.8%]	87	5	0
賃金情報	35 [0.3%]	31	4	0
賃金不払	634 [5.8%]	543	79	12
賃金その他	253 [2.3%]	199	48	6
退職金	8 [0.1%]	7	1	0
労働時間	286 [2.6%]	219	62	5
休日	7 [0.1%]	7	0	0
休暇	537 [4.9%]	483	44	10
休業	139 [1.3%]	139	0	0
休職・復職	164 [1.5%]	143	21	0
安全衛生	119 [1.1%]	107	8	4
服務・懲戒	60 [0.5%]	53	5	2
解雇	685 [6.2%]	527	140	18
雇止め	441 [4.0%]	336	95	10
退職	985 [9.0%]	871	101	13
定年制	3 [0.0%]	3	0	0
女性	37 [0.3%]	35	2	0
育児休業	29 [0.3%]	28	1	0
介護休業	37 [0.3%]	36	1	0
その他	95 [0.9%]	89	6	0
労働福祉	1,073 [9.8%]	965	88	20
雇用保険	302 [2.7%]	281	18	3
労災保険	265 [2.4%]	218	42	5
健保・年金	480 [4.4%]	441	28	11
教育・訓練	4 [0.0%]	4	0	0
福利厚生	5 [0.0%]	5	0	0
その他	17 [0.2%]	16	0	1
人間関係	2,328 [21.2%]	1,947	342	39
職場の嫌がらせ	1,471 [13.4%]	1,205	249	17
セクシュアルハラスメント	262 [2.4%]	170	80	12
マタニティハラスメント	10 [0.1%]	9	1	0
その他	585 [5.3%]	563	12	10
その他の問題	720 [6.5%]	576	122	22
雇用関連	198 [1.8%]	172	17	9
企業再編	3 [0.0%]	3	0	0
企業倒産	8 [0.1%]	8	0	0
偽装請負	3 [0.0%]	3	0	0
損害賠償・慰謝料	228 [2.1%]	140	81	7
税金	48 [0.4%]	47	1	0
障害者	103 [0.9%]	79	20	4
高年齢者	16 [0.1%]	15	1	0
派遣関連	4 [0.0%]	4	0	0
その他	109 [1.0%]	105	2	2

[] は構成比 (%)

<パート・アルバイト関連のあっせん事例>

【事例1】 アルバイト労働者の過失と損害賠償

相談者は飲食店でアルバイトをしていたが、不注意により店舗の高額な設備を壊してしまった。相談者は、修理代の一部を負担する意思はあるが、使用者からの請求金額には疑問があり、言われるままに支払うのには抵抗があるとしてセンターへ相談のため来所した。

センターから使用者へ事情を聴いたところ、設備の使用方法については説明済みであり、今回の件は明らかに相談者の過失であることや、相談者自身から支払うとの意思表示があったため修理代の一部を請求したと回答があった。

センターから相談者へ、過去の裁判例などに照らして、今回の請求は不当とまでは言えないと説明し、一方、使用者も相談者から反省の意が感じられれば金額交渉には応じる意向であるとしたため、センターで調整を行い、相談者が修理代の一部を負担することで合意に至り、あっせんを終了した。

【事例2】 労災で治療中の労働者への配転打診

相談者は、入社後、寮の調理補助業務に従事し試用期間中であつた。しかし、業務中の度重なる怪我により、技能の習得が進まず試用期間が延長された。その後、遠方の繁忙職場を紹介されたことから、会社が自分を辞めさせようとしているのではないかと不安になり、センターへ相談のため来所した。

センターから会社へ事情を聴いたところ、労災で治療中のため解雇はあり得ないが人間関係で少々トラブルがあり他の職場を案内した、今のところより規模が大きいので業務量が少し増える可能性があるとの説明があった。

相談者は、人間関係で不安があり、この会社で続けていくことは難しいと退職の意思を見せたため、センターで退職条件について調整を行い、解決金が支払われる内容で合意が成立し、あっせんを終了した。